

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
五島市	玉之浦地区(幾久山集落)	令和3年3月5日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	32.72ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.27ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.85ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.70ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.45ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0.00ha

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者の高齢化が進んでおり、後継者及び担い手となる方がいない。</li> <li>・アンケートを基にすると、10年後に耕作者不在と予想される農地は、約5ha。</li> <li>・水田においては、十数年前に基盤整備が完了しているが、形状の悪いほ場及び畑地においては遊休農地が目立ってきている。</li> <li>・付加価値の高い作物の導入を検討する。</li> <li>・山側のほ場を中心にイネ科に対するシカの広域な食害が発生している。</li> <li>・耕作放棄地を中心にして、イノシシの掘り返しが始まっている。</li> </ul>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、中心経営体となる認定農業者が地区内にいないため、他地区の認定農業者や法人等の受け入れを促進する。</li> </ul>
---

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>【農地中間管理機構の活用方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて他地区の中心経営体への貸付けを進めていく。</li> </ul>
<p><b>【基盤整備への取組方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の農地は、ほぼ基盤整備済みで未整備地区においては、基盤整備が困難な地形となっている。</li> </ul>
<p><b>【鳥獣被害防止対策の取組方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シカ、イノシシ等の目撃情報は、ほ場主だけでなく地区捕獲隊とも共有を図る。</li> <li>・地域でのコミュニティーを通じて効果のある侵入防止柵の設置を進める。</li> </ul>
<p><b>【災害対策への取組方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風による水害等への自然災害被害防止のため、水路等の清掃等に取り組む。</li> </ul>
<p><b>【その他 集落独自の取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換による農地の集約や離農者の機械、施設の有効活用に取り組んでいく。</li> </ul>